

令和6年第10回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日			令和6年10月24日(木)					
開会場所			鴻巣市川里農業研修センター 集会室					
開 会			令和6年10月24日 午後2時55分					
閉 会			令和6年10月24日 午後3時44分					
議 長			大塚 明夫					
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	新井 勉	出席		秋山 和生	出席	新井 正芳	出席
	2	林 繁雄	出席		小川 一彦	出席	清水 実	出席
	3	林 信夫	出席		上谷 一海	出席	馬場 毅	出席
	4	大塚 明夫	出席		鯨井 文雄	出席	新井 秀樹	出席
	5	寺山 佳宏	出席		金子 昇	出席	関塚 正己	出席
	6	尾澤 利彦	出席		松村 洋充	出席	飯野 博文	出席
	7	武井 正夫	出席		加村 純男	欠席	石川 保男	出席
	8	秋池 功	出席		塚越 秀夫	出席	江原 浩昭	出席
	9	野本 雅一	欠席		福島 政則	出席	吉田 和好	出席
	10	荒井 広志	出席		椎林 幹夫	出席		
	11	伊藤 政士	出席		西崎 照男	出席		
	12	小林 紀之	出席		桐敷 光朗	出席		
	13	保科 美那子	出席		細井 悟	出席		
議事録署名人			寺山 佳宏 ・ 尾澤 利彦					
議事参与			板倉 秀行 ・ 榎 友美 ・ 高萩 祐哉					
書 記								

会議事件名

- 議案第42号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第43号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第44号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第45号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について

	顛末 令和 6 年 1 0 月 2 4 日 開会 午後 2 時 5 5 分
【議長】	これより、令和 6 年第 1 0 回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。 本日の定例会は農業委員 1 3 名中、1 2 名出席ですので定例会は成立しております。 議案書の訂正はありますか。
【事務局】	議案書の訂正をお願いします。3 ページの議案第 4 5 号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更についての番号 4 についてですが、土地利用計画者（事業計画者との関係）が貸主（母）となっておりますが、貸主（養母）に訂正をお願いいたします。
【議長】	続きまして、議事録署名人の指名をします。番号 5 番 寺山 佳宏 委員・番号 6 番 尾澤 利彦 委員をお願いします。 これより議案審議に入ります。
	議案第 4 2 号 農地法第 3 条の規定に関する件について上程します。番号 3 3 と番号 3 4 については、関連がありますので、一括して議案説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第 4 2 号 農地法第 3 条の規定に関する件 所有権の移転 3 件 3 筆 番号 3 3 と番号 3 4 受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は 2 1 0 日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は 6 5 . 5 3 アールで、自宅から申請地までは約 5 0 0 メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たし

	ております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【小林 紀之 農業委員】	番号３３と番号３４について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【江原 浩昭 推進委員】	番号３３と番号３４について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号３５について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号３５ 受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っており、農地法第２条第３項の要件を満たす農地を所有することのできる農地所有適格法人です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人の構成員すべての農作業従事日数は１２５０日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は４，８１０．８８アールで、会社の事業所から申請地までは約１．７キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、

	許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤 利彦 農業委員】	番号３５について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井 正芳 推進委員】	番号３５について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第４２号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	（全員挙手）
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第４２号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第４３号 農地法第５条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第４３号 農地法第５条の規定による転用許可申請 所有権の移転 ２件 ２筆

	使用貸借権の設定 4件 4筆 番号42 受人は、現在市内の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和6年8月21日付けで農用地区域から除外されています。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 繁雄 農業委員】	番号42について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【椎林 幹夫 推進委員】	番号42について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、次に番号４３について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号４３ 受人は、現在市内の借家に家族３人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を祖父から借り受ける話がまとまり申請するものです。また、許可申請に伴い分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 信夫 農業委員】	番号４３について調査してまいりました。申請地は、相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第２種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【細井 悟 推進委員】	番号４３について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号４４について内容説明を事務局にお願いいたします。

【事務局】	番号４４ 受人は、現在市内で認定こども園等を運営しています。今回、体験農園及び送迎バスと職員の駐車場を目的に土地を購入したところ、出入りをするための前面道路及び接続道路の幅員が狭いため、新たに道路の拡幅を計画し、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。また、許可申請に伴い分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのこと。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 繁雄 農業委員】	番号４４について調査してまいりました。申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第１種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、第１種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。進入路ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【椎林 幹夫 推進委員】	番号４４について調査してまいりました。申請地には進入路を設置するということですが、隣接農地との境界にはブロック土留を設置します。雨水は敷地内浸透処理とし、生活排水についてはありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）

【議長】	質問がございませんので、次に番号４５について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号４５ 受人は、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として太陽光発電設備の設置を計画し、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネル１６４枚を設置し、発電の規模は９９．２２ｋｗの設備を計画しております。なお、東京電力への接続申込及び「鴻巣市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」に伴う市環境課との協議につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤 利彦 農業委員】	番号４５について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地、いわゆる白地の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第２種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電を設置するということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【馬場 毅 推進委員】	番号４５について調査してまいりました。申請地には太陽光発電を設置するということですが、隣接農地はありません。また、申請地には除草対策として、年２回草刈りを行う計画です。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号４６について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号４６ 受人は、現在市外の借家に家族４人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を祖父から借り受ける話がまとまり申請するものです。また、許可申請に伴い分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのこと。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【荒井 広志 農業委員】	番号４６について調査してまいりました。申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第１種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第１種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【松村 洋充 推進委員】	番号４６について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号４７について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号４７ 受人は、現在市内に家族４人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。また、許可申請に伴い分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことでした。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【武井 正夫 農業委員】	番号４７について調査してまいりました。申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第１種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第１種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【福島 政則 推進委員】	番号４７について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということが、隣接農地との境界にはマウンドアップを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【上谷 一海 推進委員】	議案書の備考欄に記載されている土地改良区はどのような意味がありますか。
【事務局】	農地転用許可の申請にあたり、申請地が管轄する土地改良区の意見書を添付している関係で記載しております。土地改良区が記載されていないものは、管轄する土地改良区がない場合です。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第４３号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第４３号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第４４号生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第４４号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願 番号７ 申出人は、令和５年１２月１４日に亡くなった買い取り申出が生じた者について、買い取り申出生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明願うものです。なお、この件につきましては、６月の定例会で議案第２６号の番号３として議決された案件と申出人及び主たる従事者が同じ方ですが、土地の所在が１筆漏れてしまったとのことで、今回追加で申請されたものです。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【保科美那子 農業委員】	番号7について調査してまいりました。この件につきましては、令和5年12月14日に買い取り申出が生じた者が亡くなりましたが、買い取り申出生産緑地について、農業を継続して行っていたと認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第44号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第44号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第45号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします
【事務局】	議案について説明します。 議案第45号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により「農業振興地域整備計画の策定や変更を行うときは農業委員会の意見を聴くものとする」と規定されております。当農業委員会は「農業振興地域制度に関するガイドライン第11」に基づき、本市整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等の構造政策の推進上重要な役割を担っており、これらの施策が適切に行われるよう意見を付するものです。なお、詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。鴻巣市では農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催しております。内容については、事務局である農政課から説明をお願いいたします。

【農政課】	農業振興地域の農用地区域内の農地を農用地以外の用途に供する場合には、農用地区域からの除外申し出が必要になります。鴻巣市では、1月と7月の年2回のそれぞれ1ヵ月間に除外申し出を受け付けており、毎年、農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催し、鴻巣農業振興地域内の各区域の農業委員に出席して頂き、鴻巣農業振興地域整備計画の変更について、慎重に審議を行っています。 番号4 事業計画者は、現在市内に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、事業計画者の養母の所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。隣接農地との境界には素掘りを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、一般下水道管へ接続し放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。 以上のことについて、先の審議会においては、全員一致で承認を受けております。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。意見のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第45号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第45号について原案のとおり「意見なし」ということで鴻巣市長に対し意見を送付いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。 令和6年9月11日～令和6年10月10日受付分

	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出
	1 件 3 筆 1 5 7 m ²
	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出
	所有権の移転 5 件 7 筆 1, 7 4 1 m ²
	賃借権の設定 1 件 1 筆 1, 0 5 0 m ²
	合計届出件数 7 件 1 1 筆 2, 9 4 8 m ²
	これらは、全て会長専決でございます。
	何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。
【会長代理】	・鴻巣市産業祭の開催について
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	・農地パトロールについて（御礼） ・活動記録簿の提出について ・農業経営及び農地利用状況に関する調査について ・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について
【議長】	これをもちまして、令和6年第10回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和6年11月27日（水）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。
	閉会 午後3時44分